

半田市結婚記念証の発行に関する要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、結婚するお二人をお祝いするとともに、大切な思い出の地となる半田市の魅力発信をすることを目的として、半田市において婚姻届を提出された方に対し、結婚記念証を発行することについて必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 対象者は戸籍法(昭和22年法律第224号)第74条の規定により、半田市において婚姻の届出をした者とする。

(申 請)

第3条 結婚記念証の発行を受けようとする者は、結婚記念証交付申請書(別記様式)により市長に申請するものとする。

2 前項の規定による申請は、婚姻届を提出した日から1月以内に行わなければならない。

(発 行)

第4条 市長は、前条に規定する申請書の提出があったときは、必要な審査を行い、適正と認めたときは、速やかに結婚記念証を発行するものとする。

2 結婚記念証の再発行は行わないものとする。

(手数料)

第5条 結婚記念証の発行に係る手数料は、無料とする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

別記様式(第3条関係)

結婚記念証交付申請書

年 月 日

半 田 市 長 様

① 申請者(窓口に来庁した方)

住所 _____

氏名 _____ 夫・妻

連絡先(_____)

② 夫妻の氏名(婚姻前の氏名) 婚姻後の氏での発行を希望する。

夫 氏名 _____

妻 氏名 _____

③婚姻届提出日 _____ 年 月 日

※婚姻届を提出した日から、1ヶ月以内に申請をお願いします。

この申請に基づいて発行される結婚記念証は、届書が受理されたことの証明にはなりません。

※戸籍窓口の状況により、発行にお時間をいただく場合があります。